



障害者の態様に応じた委託訓練

受託企業・団体 募集の御案内

障害者委託訓練は、障害のある方が仕事をする上で役立つ知識や技能、実践的な能力を身につけるための多様な**公共職業訓練**です。兵庫県から企業、民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等に訓練を委託して実施します。

訓練コース

実践能力習得訓練コース(企業等での実習)

企業等を委託先として、実際の職場環境を活用した実践的な職業訓練の習得を図ります。

- 訓練内容 オフィス事務作業、クリーニング作業、店舗内作業等
- 期 間 原則1～3ヶ月以内(4ヶ月まで可)
- 訓練時間 1ヶ月あたり標準100時間(最低80時間)
- 定 員 1人から可能

知識・技能習得訓練コース(スクール方式)

民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等を委託先として、就職に必要な基礎的な知識・技能の習得を図ります。

- 訓練内容 パソコン基礎技能、OA事務など
- 期 間 原則1～3ヶ月以内
- 訓練時間 1ヶ月あたり標準100時間(最低80時間)
- 定 員 通常5名程度(受託能力及び訓練効果が認められる人数で設定する)

e-ラーニングコース(オンデマンド方式)

在宅就業支援団体等(障害者雇用促進法74条の2に定める法人)を委託先とし、障害者の雇用・就業を促進に資するIT技能等の習得を図ります。

- 訓練内容 web製作、在宅就労に向けた訓練等
- 期 間 原則3ヶ月以上(上限6ヶ月)
- 訓練時間 1ヶ月あたり標準100時間(最低80時間)
- 定 員 1名から可能

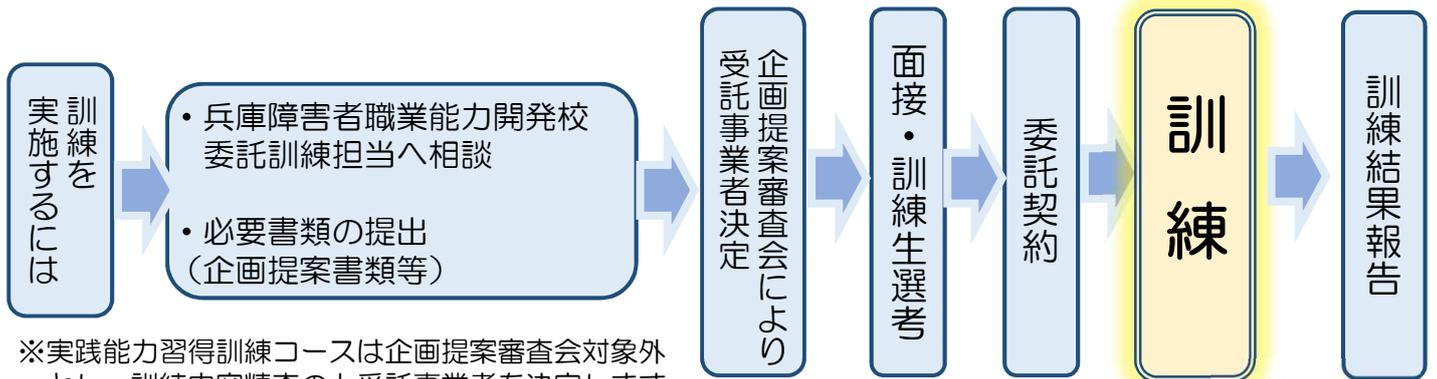
委託料

受託事業者様に対しては、委託費として下記の金額を兵庫県からお支払いします。
※受講生の方への、手当や給与等の支払は不要です。

- 実践能力習得訓練コース 受講生1名あたり 月額60,000円(上限・税抜)
中小企業については、月額90,000円(上限・税抜)
- 知識・技能習得訓練コース 受講生1名あたり 月額60,000円(上限・税抜)
※職場実習実施実績及び訓練終了後3ヶ月以内の就職実績に応じた加算あり
- e-ラーニングコース 受講生1名あたり 月額60,000円(上限・税抜)



訓練手順の流れ



※実践能力習得訓練コースは企画提案審査会対象外とし、訓練内容精査の上受託事業者を決定します。



訓練をご検討されている企業・団体等の方は

- 兵庫障害者職業能力開発校にご相談ください。障害者委託訓練の詳細や必要書類等をご案内します。

※実践能力習得訓練コースは随時募集。知識・技能習得訓練コース及びe-ラーニングコースは、例年12月～1月頃に翌年度の訓練委託先事業者を募集します。

訓練の対象者

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
 - ② 精神障害者保健福祉手帳又は医師の診断書をお持ちの方
 - ③ その他の障害（発達障害・難病など）で医師の診断書をお持ちの方
- 上記のうちどれかに該当する方でハローワークで求職者登録を行い、就職しようとする意志のある方。

訓練コースごとに対象障害を求めます。



障害者委託訓練のメリット

- 訓練の過程で受講生の技能習得・能力向上の状況を把握できるため、訓練結果の検証等を踏まえ当該受講生を訓練終了後に採用するケースもあります。
- 訓練計画作成・巡回・連絡調整は、障害者委託訓練担当が支援します。
- 雇用に関してはハローワークとも連携の上支援します。

➡ 受入れに係るミスマッチを防ぐことができます。

問い合わせ・相談先

国立県営兵庫障害者職業能力開発校

〒664-0845
兵庫県伊丹市東有岡4丁目8番

TEL 072-782-3217

FAX 072-782-7081

委託訓練担当者までご連絡ください。

